

事後申請 チェックシート

事後申請時、差し戻しされないよう、提出前にチェックし、この書類もお持ちください

確認事項

- 着工日(年 月 日) 完成日(年 月 日)
- 事前申請時、介護認定申請中の場合、結果がでている
- 工事着工前に、介護認定の区分変更申請をしていない
- 工事確認書発行日から工事着工日までに1ヶ月以上かかった場合、その理由
()
- 工事確認書発行日から工事完成日まで申請者の状態等に変更がない
- 工事完了後、申請者が改修箇所を利用している

必要書類

- 工事確認書
- 領収書
- 工事内訳書
- 工事前 及び 工事後 の写真
- 事後申請 チェックシート (本書です)
※ 工事内容に照らし、裏面までチェックしてあること

工事確認書

- 申請者に通知していますので、もらってください(写し 可)
- 紛失してしまった場合、6桁の確認番号
※ 事後申請前に、電話でお問い合わせください

領収書

- 写しを提出する場合は、原本も持参
- 領収年月日 ・ 会社名 の記載
- 社印 の押印
- 5万円以上の場合、収入印紙が必要
※ クレジット払いの場合、収入印紙は不要

裏 面 に つ づ く

工事内訳書

- 事前申請時と同一の内容
- 対象者氏名・住所の記載
- 会社名・代表者名の記載
- 社印・代表者印の押印

工事前 及び 工事後 の写真

- 事前と事後で、比較し易いよう同じアングルからの撮影
- 撮影年月日の記載

手すり

- 両側の根元部分がしっかり写っている
- 切りはなしではない
 - ※ 両端が適切に処理されていることが確認できる
- 外玄関への設置の場合、道路にはみだしていない
- 再設置(適切な位置への移設等)の場合、床からの高さを計る

段差解消

- メジャーをあてて撮影
- 段差が均等になっているか確認できるよう、各段の高さを計る
- 踏み台の場合、固定されていることが確認できる
- 敷居撤去の場合、両側からの段差を計る
- 平らになる場合、ボールペンや定規等を置き、平らであることが確認できる

床材変更

- 変更部分全面(四隅等含む)が写っている(複数枚 可)
 - ※ 物を置いた状態で撮影しない
- 貼付の場合はシール面も撮影

扉の変更

- 変更部分全面が写っている(複数枚 可)
- 閉めた状態と半開き状態の写真